（医師の診断書の提出）

第百十九条　主務大臣は、法第二百二十五条第一項の認可の申請があった場合において、合併後の法人又は分割承継法人が法第十五条第二項第一号ヲ（イ及びルに係る部分に限る。）に該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

（事業譲渡の認可申請）

第百二十一条　［略］

2　法第二百二十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一～七　［略］

八　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ・ロ　［略］

ハ　譲受会社の役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

九～二十一　［略］

（医師の診断書の提出）

第百二十二条　主務大臣は、法第二百二十八条第一項の認可の申請があった場合において、譲受会社が法第十五条第二項第一号ヲ（イ及びルに係る部分に限る。）に該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

［新設］

第百十九条　削除

（事業譲渡の認可申請）

第百二十一条　［略］

2　法第二百二十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一～七　［略］

八　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ・ロ　［略］

ハ　譲受会社の役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

九～二十一　［略］

［新設］

第百二十二条　削除

（登録申請書の添付書類）

第百二十六条の三　法第二百四十条の三第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　個人であるときは、次に掲げる書面

イ・ロ　［略］

ハ　その者が法第三十一条第一項第二号（法第十五条第二項第一号ロに係る部分に限る。）に該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）

二　法人であるときは、次に掲げる書面

イ・ロ　［略］

ハ　役員が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が外国人である場合を除く。）

ニ　役員が法第十五条第二項第一号イ及びハからルまで（役員が外国人の場合には同号イからルまで、法人の場合には同号ヲ）のいずれにも該当しないことを当該役員が誓約する書面

三～五　［略］

2　［略］

（商品先物取引仲介業者の届出事項）

第百二十六条の四　［略］

2　［略］

3　法第二百四十条の六第三項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　［略］

二　法第二百四十条の三第一項第二号に掲げる事項を変更した場合　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面

(1)・(2)　［略］

（登録申請書の添付書類）

第百二十六条の三　法第二百四十条の三第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　個人であるときは、次に掲げる書面

イ・ロ　［略］

ハ　その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）

二　法人であるときは、次に掲げる書面

イ・ロ　［略］

ハ　役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が外国人である場合を除く。）

ニ　役員が法第十五条第二項第一号ハからルまで（役員が外国人の場合には同号イからルまで、法人の場合には同号ヲ）のいずれにも該当しないことを当該役員が誓約する書面

三～五　［略］

2　［略］

（商品先物取引仲介業者の届出事項）

第百二十六条の四　［略］

2　［略］

3　法第二百四十条の六第三項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　［略］

二　法第二百四十条の三第一項第二号に掲げる事項を変更した場合　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面

(1)・(2)　［略］